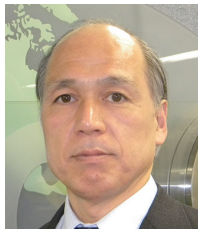


ASEAN新興国知財情報の活用に向けて

Towards Utilizing IP Information of Emerging ASEAN Countries



一般社団法人発明推進協会 研究所長 兼 知的財産研究センター長

扇谷 高男

特許庁特許管理企画官、特許庁審査企画官、京都大学客員教授、内閣府参事官、特許庁審査第三部首席審査長、工業所有権情報研修館人材開発統括監を経て、2010年4月より現職

✉ t-ogiya@jiii.or.jp

TEL 03-3502-5440

① 魅力高まる ASEAN

ASEAN は、2024 年現在、総人口が約 6.9 億人、GDP は約 3.6 兆米ドルであり、世界で 5 番目に大きい経済圏と言われている。15,500 社以上の日本企業が ASEAN 諸国に事業を展開し、ASEAN 諸国に暮らす日本人は 19 万人を超えている。

シンガポールにある国際機関「ASEAN + 3 マクロ経済調査事務局（AMRO）」が 2025 年 1 月に発表した経済成長率予測によれば、ASEAN は、その経済成長率が 4.8% と堅調な成長が見込まれており、単なる生産拠点としてだけでなく、市場としての魅力も高まってきた。

世界経済のグローバル化が着実に進展し、企業等のイノベーション競争が今後益々激化することが予想される中で、我が国企業等が、今後とも強い国際競争力を維持・発展させていくためには、イノベーションの創出とともに、グローバルな事業展開を積極的に行っていく必要がある。特に、経済成長が見込まれ、地理的にも近い ASEAN 市場を取り込むことの重要性がますます高くなってきているが、そのためには、現地特有の社会的課題の解決を進めていくことが望ましい。

このような状況において、政府は、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（2022 年 6 月 7 日閣議決定）で、日本企業の国際競争力の向上に向けて、新興国企業との連携を通じた新製品・新サービスの創出による現地の社会的課題解決を進めるべきとし、また、「知的財産推進計画 2023」でも、新興国の知的財産権の権

利行使に関する制度・運用の整備が必要であるとしている。

② 新興国等知財情報の活用に関する調査

(1) 全体構成

このような背景を受けて、2024 年度、ASEAN 新興国知財情報に対する活用実態及び具体的ニーズ等について調査を行った。以下、調査の具体的内容及び得られた結果について解説する。

(2) 公開情報調査

日本企業の ASEAN 新興国における知的財産制度活用の実態に関する文献調査を行ったが、そのほとんどは知的財産権の出願・登録情報、各国知財庁のデータベースに関する情報のみであった。その中で唯一、2022 年度に作成・公表された「途上国諸国等における知財人材育成に関する調査研究報告書」には、ASEAN を始めとする新興国の知的財産権制度・運用に関する課題、改善要望等を聴取したヒアリングの結果が掲載されている。

ヒアリングは、調査対象国にビジネス拠点を置くか、調査対象国に製品を輸出している日本企業の知的財産部門責任者若しくはその経験者、現地拠点の担当者、調査対象国の知的財産制度及び運用について精通している弁理士等の実務者及び学識経験者、約 20 名に対して行われた。

ヒアリングの結果、挙げられた課題や課題解消に向けた要望・意見は、以下の通りである。

課題 1：審査処理遅延

・特許や商標における審査遅延は重大な問題である。各

国とも、最近審査処理件数の増大に意欲的に取り組んでいることは評価するが、日本と比べると、まだまだ不十分と言わざるを得ない。

- ・特許審査ハイウェイ（PPH）制度は日本企業にとってはとても有効に機能しているが、現地語への翻訳の際に誤訳が発生している。したがって重要な案件については出願段階から誤訳の訂正のため、目を光らせておく必要がある。

課題2：審査の品質

- ・審査官の審査能力のばらつきが大きく、審査レベルは日本のレベルに追いつけていないように思われる。
- ・審査基準は整備されつつあるが、その運用には不透明な部分があり、審査官の（待遇の低さゆえの）定着率の悪さに起因する審査官の経験不足が感じられる。

課題3：権利行使・模倣品

- ・訴訟体系が機能していないため、権利行使をしても無駄に終わってしまうケースが多く、知的財産権を取得することの意義が問われている。
- ・各国ECサイトを通じた、オンラインによる模倣品被害が増加している。

この調査研究は、日本国特許庁で実施している新興国・途上国向け研修のプログラム・講義内容・手法等に改善を加えることにより、我が国企業の円滑な事業活動に資する途上国等における産業財産権人材育成を支援するためのものであったため、関連する意見・要望等が多数寄せられたが、一方で、新興国知財情報に対する活用実態及び具体的ニーズ等についての意見・要望等についての有益な情報は得られていない。

以上のように、公開情報調査によっては、優位な情報は得られなかった。

(3) アンケート調査

そこで、民間企業における経営や事業活動に対する新興国等知財情報の活用実態を明らかにすると共に、新興国等知財情報に対する具体的なニーズを把握するために、アンケートによる情報収集を行った。アンケート実施にあたっては、新興国における事業展開及び知財活動を積極的に行っていると推測される企業から効率的に回答を収集するため、主に、一般社団法人日本知的財産協会、日本弁理士会及びIIPPF（国際知的財産保護フォー

ラム）等を通じ、企業等に対してアンケート協力依頼を行った。

アンケート調査の結果得られた、合計約100件のアン

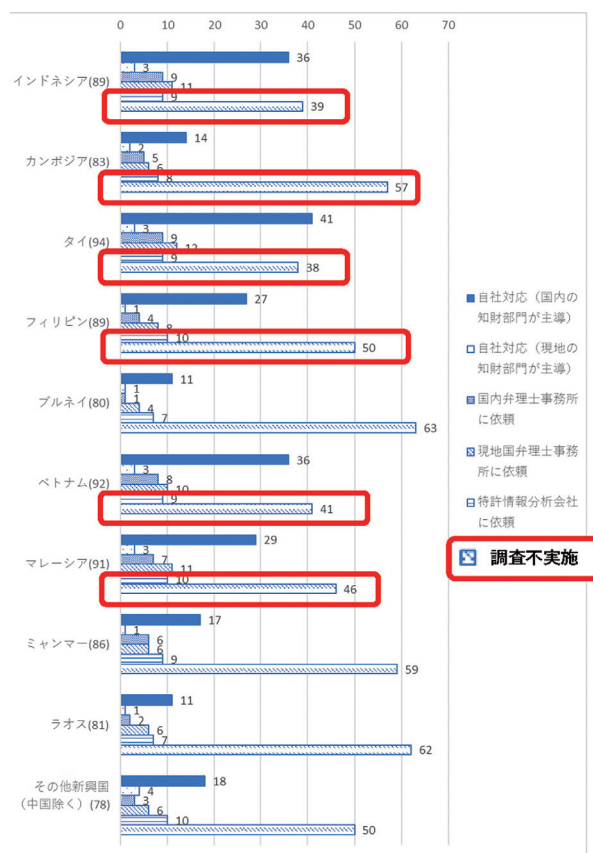


図1 新興国知財調査実施状況 出典：特許庁ホームページ

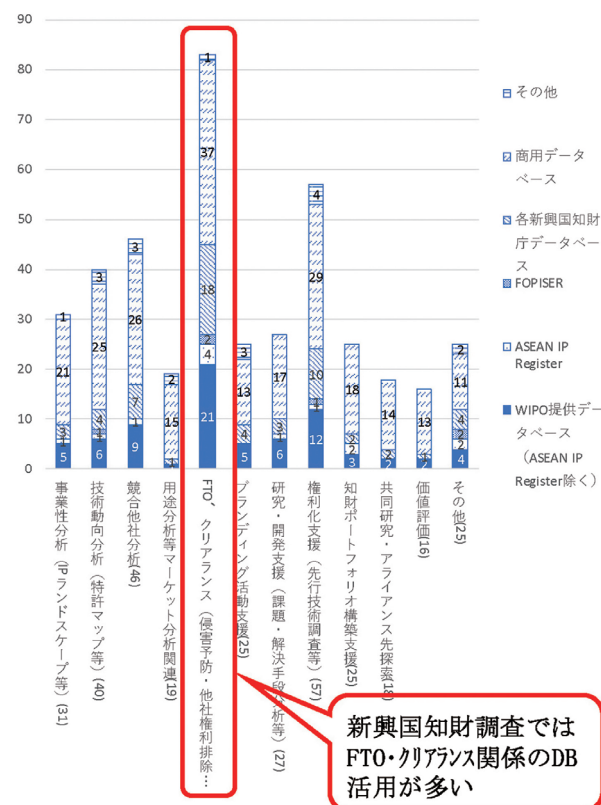


図2 新興国知財調査の目的 出典：特許庁ホームページ

ケート回答を収集し、各設問の有効回答を集計・分析した。

その結果、国ごとで多少のばらつきはあるが、約半数の企業が、新興国における知財情報調査を実施していないと回答している（図1）。

新興国における知財情報調査を実施している企業においては、商用データベースを利用している割合が極めて多く、利用目的を軸として集計すると、「FTO（他者権利侵害有無調査）、クリアランス（侵害予防・他社権利排除等）」の目的におけるデータベース利用が飛びぬけて多い。このFTO、クリアランスを目的とする調査においては、「各新興国知財庁データベース」の利用割合がやや高いという結果が出ている（図2）。新興国におけるビジネス上のリスク回避が、新興国知財活動において重視されていることが窺われる。

その一方で、新興国知財情報調査の利用頻度はあまり高くない。新興国知財情報が上手く活用できない理由としては、調査結果の精度や信頼性、整合性等の面から活用できないとの回答が多い（図3）。



図3 新興国知財情報の課題 出典：特許庁ホームページ

各国知財庁への期待・要望等として、新興国の知財情報分析ニーズは高まっているが、妥当性、信頼性の面から活用しきれていないのが現状である。その理由としては、新興国の情報が総じて少なく限られている、そのため、知財対応の判断材料が限られてしまっていて判断の信頼性を確保しづらいことに困っている、等の回答を得た。

(4) ヒアリング調査

上記アンケート調査及び公開情報調査から得られた情報を基にヒアリング候補企業を絞り込み、20社に対してヒアリングを実施した。その結果、多くの企業から、成長市場としてASEAN等の新興国を重視していると

の指摘があった一方で、日本から完成品を輸出するビジネスを展開していたり、主要な市場、例えば日米中欧で販売実績があるような製品を新興国に輸出・販売するような場合には、新興国での知財リスクは低いとみなす日本企業もあった。すなわち、日本企業は、新興国での知財活動には必ずしも積極的でないという現状も伺えた。その背景として、新興国市場には、競合企業あるいはアライアンス先となり得る現地ローカル企業が不在である点、ビジネスモデル上、製品のローカライズ等の現地開発は行われていない点等が挙げられた。

① 新興国知財情報の活用

知財情報の活用については、FTO等のミクロ分析が主体で、新興国を対象とした動向分析やIPLランドスケープ等のマクロ分析は不実施・未実施である企業が大半であった。ある大企業は、グローバル環境においての主な競合先は日米欧のグローバル企業と捉えており、新興国のローカルな企業も事業上競合していて動向を把握する対象にはなるが、個別具体的にこれらの会社まで調査対象としてカバーするかどうか、費用対効果を考慮して検討するとしている。その一方で、個別の製品を各国市場に投入していくにあたっては、東南アジア含め、知財リスク対応のため、事前の知財調査（主に商標）は行っているという企業もあった。

② 知財調査の課題

新興国の知財調査をする上での課題として、多くの企業が検索をするにしても収録範囲が未収録のものも多く、データの品質、検索機能の不足等、データの不備が散見されることで調査の割り切りがあることを指摘している。また、現地知財庁のデータベースについても信頼性が乏しい、現地語と英語のサイトで収録内容や検索に差がある等、現状の知財調査に限界があると感じている企業が多くあった。ある企業は、「各国知財庁データベースの収録内容を見ると、必要な情報が収録されていない。商用データベースで抄録と書誌事項程度しか収録されていないため、各国知財庁データベースを確認すると、そこでも同じ程度の情報しか収録されていない、というケースも結構ある。収録状況がもっと改善されれば、東南アジア地域の知財情報を活用するモチベーションが上がる。」というコメントをしている。

③ 知財情報への理解

知財情報の社内での理解深化については、コーポレー

トガバナンスに知財が盛り込まれることとなり、経営層も注視してきてはいるが、社内の浸透までは温度差がある、特に新興国については知財活用に対する経営層の関心が低いと感じている企業が多い。

④ 商標

新興国に対しては、特許よりも商標を重視している企業が多い傾向がみられたが、情報が未整備のものが多く、調査機能も充実していないので、書誌的事項は必須としてほしい、権利ステータスがわかるものがほしい等、品質や収録状況に関しての整備の要望する意見があった。

商標権としては、ハウスマークを重視しており、中には新興国すべての国で登録しているという企業もあった。また、模倣品対策等の知財活動としては、特許より商標を活用することが多く、商標が重視されるので、まずは商標や意匠を確実に出願するようにしているという企業も多かった。

⑤ アライアンス

アライアンス時には、相手先関連の知財調査、自社の非侵害確認は必要であるが、新興国企業との協力は今のところないのが現状である。しかしながら、新興国の市場拡大・経済発展に伴う変化、すなわち現地競合企業の台頭、アライアンス先の確保等を見据えて、知財調査が今後必要になってくると見ている企業も見受けられた。

⑥ 非知財情報の活用

ASEAN 諸国については、得られる知財情報が少ないことから、現地ニーズ等の取得手段として非知財情報を活用しているケースが見られた。また、各種非知財情報の裏付け情報として知財情報を分析・活用しているケースも一部見られた。

(5) 課題

ヒアリング調査を実施したことで見えてきた課題は、新興国現地に競合になり得る企業が必ずしも多くはない競争環境と、係争等において知財制度が適切に機能することに対する不安等が挙げられ、新興国知財情報の整備状況等に係る問題と相まって、新興国知財情報の詳細分析の実施に繋がりにくい現状にあった。新興国の市場拡大・経済発展に伴う変化を見据えた課題として、次の2点が挙げられている。

① 新興国知財庁データベース

新興国知財庁データベースは、収録漏れも多く、登録

番号と出願番号の表記が異なるとか、文字化けが多いとか、社名の誤記が多い等の問題が多数指摘されており、一次情報の信頼性が極めて低い。

また、FTO 調査を行う際に調査母数を減らすために、権利の継続・存続で絞り込むのが有効だが、その絞り込みができないデータベースの国が多い。

中には、書誌的事項しか収録されていないものもあるなど、国ごとに収録項目、収録時期等にばらつきがある。主要国との収録状況、検索方法等の統一化を望む。

② 収録情報

収録されている情報については、特許に関して現地語が問題となっている。絞り込みが不十分なため、最初から明細書の読み込みをしなければならず、負担が大きい。例えば機械翻訳にかけられるよう、コピーアンドペーストが可能な文字データにするなど、デジタル化の配慮をしてほしい。また、書誌的事項や、できればクレームは、英語表記のものが欲しい。

(6) 委員会

ASEAN 新興国や知財情報の活用等に関して専門的な知見を有する学識経験者、企業関係者、コンサルタント等からなる委員会を設置し、上記公開情報調査、アンケート調査及び、ヒアリング調査の結果等を踏まえて、適切な助言を頂いた。

本委員会において、様々な助言を頂いたが、なかでも特筆すべきこととして、以下の3点を紹介する。

① 調査対象となる競合企業等の拡大に対する適切な対応

現状は、グローバル企業が競合他社としてグローバル企業を見ているのみであるが、今後ローカルカンパニーが力をつけ台頭してくると考えている。その時には、色々な現地情報が必要となり、その正確性が問われる。

② 調査目的の多様化に対する適切な対応

新興国の調査については、現時点では、他者の権利を侵害していないかが重要であり、FTO は知財情報を権利として見、その活用を調査しているが、今後、知財情報を権利としてではなく論文等と同じように、現地の開発動向の把握あるいはアライアンス、用途探索等、R&D に役立てるような情報として活用するようになる可能性は否定できない。その時には、新興国知財情報の課題として「正確性」と「迅速性」が求められる。

③ IP ランドスケープに対する適切な対応

最近では、IP ランドスケープに代表されるようなトップ層に情報を提供していく取り組みなどが各社進んでいるが、例えば IP ランドスケープは知財情報のみを調べるわけではない。ほとんどが、広範な各種情報を組み合わせての分析によるものだが、玉石混交のインターネット情報の中で、その情報の新しさや正確さ等をどう担保していくのか、大きな課題として捉えていくべきである。

(7) 提言

上記委員会の指摘、助言も踏まえて、まとめられた提言は以下の通りである。

① 新興国知財庁の知財情報提供機能の向上

- ・ 漏れ・誤り等のない、安心して利用できる品質の高い知財情報の提供を速やかに実現する。
- ・ クレームや明細書等、企業の知財情報ニーズをカバーできるよう、データをフルテキストデータで整備し提供できるようにする。
- ・ 日本企業が課題とする言語面でのハードルを緩和すべく、書誌的事項、クレーム等の英語表記、DB 上での機能向上（正確な国際分類の付与、画像検索機能の追加等）に積極的に取り組む。
- ・ 知財情報・知財情報 DB の認証制度を創設し、同制度の承認をモチベーションに、新興国知財情報 DB の品質向上・均質化に繋げるといった中長期的な課題に対しても、前向きに取り組んでいく。

② 日本国特許庁による新興国知財情報の活用支援

- ・ J-PlatPat 等、特許庁等所管 DB における、ASEAN 知財情報の収録等を早急に充実させる。
- ・ 法制度等も含めて広く知財情報として捉え、活用できるように、各種情報へアクセスを容易にするための、ポータル的な情報提供等の整備・充実を図る。

③ 民間企業等に対する期待

- ・ 経済成長に伴う、ASEAN 各国における現地競合企業の台頭、それに伴う知財活動・管理ニーズ増を想定し、顕在化していない現地競合企業候補の抽出等を含め、各国実情に応じた現状把握に、これまで以上に積極的に取り組むようにする。
- ・ 商標重視の傾向等、新興国知財活動の実情等を踏まえ、商標（指定商品）、意匠（物品）等、新興国・地域に適した知財情報を活用した動向調査等により、各新興国の知財状況の傾向等を正確に把握するようにする。

- ・ 新興国・地域特有の文化・習慣の違い等に起因する、技術・製品の新たな用途の可能性を見据えた探索や、潜在的なビジネスパートナー候補企業掘り起こし等のために、知財情報をこれまで以上に戦略的に活用するようにする。
- ・ 自社ブランド活動の一環として、自社の知財情報を公開し、現地での技術力アピール、同社としての信頼性獲得のために、より積極的に活用するようにする。
- ・ 市場ニーズの探索等、様々な場面で活用される各種非知財情報に対し、知財情報併用すること等により、新興国調査の相互補完、信頼性向上に努める。

③ 今後に対する期待

ASEAN は、我が国からの輸出額も多く、我が国企業の現地法人数も増加している地域であり、高品質・高付加価値な製品・サービスに対する需要も高まっており、今後の事業展開先として有望視されている。我が国特許庁は、我が国企業のグローバルな事業活動支援のために ASEAN への知的財産協力を強化しており、2012 年 2 月に第 1 回日 ASEAN 特許庁長官会合を開催、我が国特許庁が ASEAN の経済発展に向けた知的財産保護強化に協力することを確認した「東京知財声明」を採択し、その後毎年、日 ASEAN 特許庁長官会合を継続開催している。

当協会は、長年にわたり特許庁の委託事業として ASEAN を始め途上国・新興国を対象とした招聘研修等人材育成事業を実施してきている。本事業を通じて特に近年、強く感じるのは、日本へ研修を受講しに来る研修生たちのレベルが格段に上がっているところである。

品質の高い知財情報の提供を含む知的財産制度の整備は、出願人にとっても、その国に対して安心して出願し、権利の活用を推進するための保証となる。このことは、その国にこれまで以上に特許や意匠、商標の出願が増えることを意味し、それは、先進国からの優れた技術の導入、自国の技術開発力向上につながる。また、ビジネス環境の整備にも貢献し、それが先進国からの資金投資につながる。そして、自国の技術開発力向上及び先進国からの資金投資は、産業の活性化、市場の拡大、雇用の創出といった、その国の経済発展を促すことが期待されるのである（図 4）。

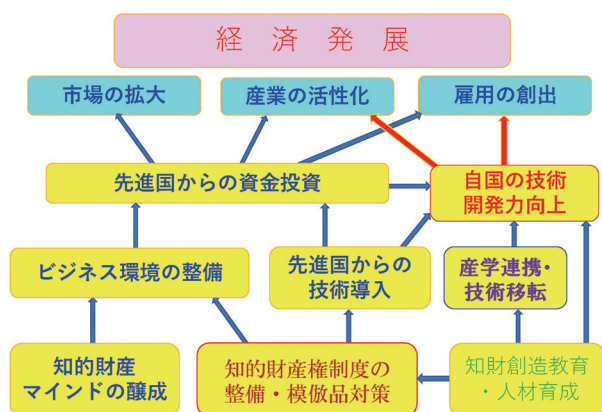


図4 国の経済発展と知的財産の関係

このことをASEAN各国に十分理解して頂き、自ら進んで知財情報提供体制の整備に積極的に取り組んで頂きたい。我が国特許庁には、そのために必要なサポートを十全にした頂くことを強く望んでいる。当協会も、先に紹介した、途上国・新興国を対象とした招聘研修等人材育成事業等を通じ、できるだけサポートをしていきたいと考えている。